

後退時の事故や、交差点右左折時の歩行者・自転車巻き込み事故の防止が期待される、後方・側方視野確認支援装置の導入促進助成事業を昨年度に引き続き実施いたします。助成対象となる車両は、令和6年1月以降、新たに購入した後方・側方視野確認支援機器（バックカメラ・サイドカメラ・バックセンサー）の3つの装置（単体でも構わない）を共済契約車両に取り付けた場合に限りです。但し、現行車両に後付けと、既存モデルの新車にオプション付けの場合のみ対象とし、2022年5月以降の義務化された新型車の標準装備機器は対象といたしません。

対象条件

助成の対象は契約組合員で、助成対象車両は当共済契約車両（事業用貨物に限る）とする。助成対象とする装置は、基本的に各県トラック協会助成対象機種とするが、下記基準を満たした装置であれば可能とする。

※参考

導入される保安基準（国際基準）

《カメラ》： 車体後方0.3mから3.5mまでの範囲が確認できるもの

《センサー》： 0.2mから1.0mまでの範囲を感知できるもの

《助成対象装置及び助成金イメージ》

従来枠
A

- ①ドライブレコーダー
 - ・車両1台につき1万円上限
(1万円以内は実費)
 - ・1組合員10台まで

追加枠
B

- ②バックカメラ
 - ③サイドカメラ
 - ④バックセンサー
- ・車両1台につき1万円上限
(1万円以内は実費)
 - ・1組合員10台まで
 - ※②③④組み合わせ自由
 - 例) ②×3台 + ③×3台 + ④×4台 = 計10台

A10台まで + B10台まで
車両1台につき最大で
2万円の助成金
(※1組合員20万円上限)

後退時車両直後確認装置
側方衝突警報装置

新型車は2022年5月から義務化
継続生産車（既存モデルの新車）
は2024年5月から義務化

